

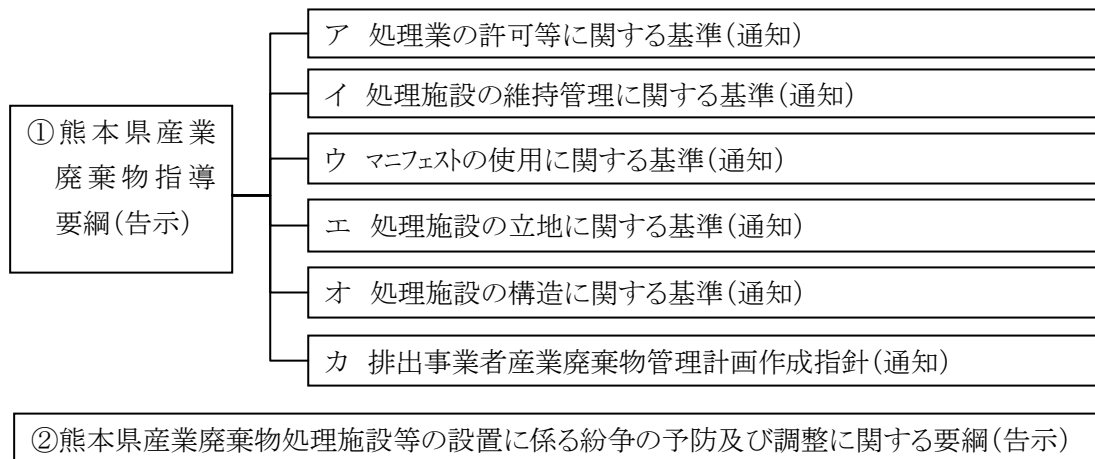
熊本県産業廃棄物指導要綱等の見直し方針

平成31年(2019年)1月30日 循環社会推進課

1 要綱等の沿革

熊本県産業廃棄物指導要綱(以下「指導要綱」という。)、熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱(以下「紛争要綱」という。)、並びにこれらを補完する下記2に掲げる基準及び指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)等を補完し、適正な廃棄物処理を促進することを目的として、県が指導・監督していくための指針として、平成5年に制定された。

2 要綱等の体系



3 改正の方針

3.1 要綱等の役割の明確化

現行の指導要綱及び紛争要綱及びこれを補完する基準・指針(以下「要綱等」という。)はその法令上の位置づけ、関連が不明瞭である。

このため、本改正において、要綱等の役割は、公権力の行使としての、いわゆる「上乘せ、横出し規制」ではなく、あくまでも廃掃法等(廃掃法及び使用済み自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。))に基づく許可、指導をスムーズに行うために、具体的な県の事務取扱の運用基準を明確化、併せて廃掃法の処理基準等違反の未然防止のために取り組む行政指導事項を明確にするものと位置づける。要綱等により、県の運用基準を明示することで、事業者側にとっても許可を得るために必要な具体的要件が把握でき、また、法令を遵守した事業活動を効率的に行い易くなるなどのメリットを享受できることとなる。

3.1.1 廃掃法等法令の運用基準の明確化

【指導要綱】

指導要綱において、廃掃法等に関する許認可、指導等についての県の具体的な運用基準を以下により明確化する。なお、あくまでも県における運用基準であり、これによらず法令基準に適合することが客観的かつ明確である場合は、この限りではない。

1) 施設(設置・変更等)に係る事前協議

廃掃法による許可申請、届出に際して、計画内容が検討不十分な場合、許可要件、処理基準を満たさず、取下げもしくは不許可処分、あるいは受理できない可能性がある。

更に廃掃法による施設設置許可対象未満の施設の場合、事業者が廃掃法による処分業許可(変更)申請、変更届出の前に施設を設置変更する必要があるが、法令基準に適合しないことで使用で

きなくなり、事業者が多額の損失が生じる可能性も想定される。

このため、施設に関する以下の法許可申請、届出の前に、指導要綱により、法令基準に適合させることを目的とする事前協議を行う。これにより、許認可申請前に事業者が施設整備計画を十分練り上げることができ、許可要件等を満たした適切な施設の設置許可をスムーズに行うことができる

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 廃掃法における施設設置等許可申請② 廃掃法における処分業許可等申請(積替保管の場合は収運業許可) ※①に該当しない施設③ 廃掃法における変更届に伴う行政指導※①、②に該当しない施設変更(例:施設規模変更)④ 自動車リサイクル法における解体業・破砕業許可等申請 |
|--|

法令基準に関する具体的な運用基準として、指導要綱に基づき、以下の基準を通知により定める

- 処理施設の維持管理に関する基準(通知)
- 処理施設の立地に関する基準(通知)
- 処理施設の構造に関する基準(通知)

2) 処理業の許可等に関する運用基準

廃掃法における処理業(収運・処分業)の申請書の添付書類、許可審査項目等に関する法令基準についての具体的、もしくは補足する運用基準として、指導要綱に基づき、「処理業の許可等に関する基準」を通知により定め、許可申請の審査等を円滑に行う。

3) マニフェストの使用に関する運用基準

廃掃法第12条の3(産業廃棄物管理票)についての具体的、または補足する運用基準として、指導要綱に基づき、「マニフェストの使用に関する基準」を通知にて定め、マニフェストの適正な使用を指導する。

※廃掃法に基づかない本県独自の運用である K 票については、指導要綱及び上記基準の規定に基づくものである。これについては、これまでの県の取組により、事業者には十分浸透していることから、県が推奨する任意の取組として維持するものとする(3.1.2 参照)。

【紛争要綱】

廃掃法における施設の設置許可(法第15条)においては、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・廃掃法15条の2第1項第2号において、許可基準として、「…当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること」とされている。・廃掃法15条の2第2項第4号において、許可に「生活環境の保全上の必要な条件」を付することができる」とされている。 |
|--|

これらを判断するためには、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・施設周辺の市町村、住民の意見を聴取した上で、・廃掃法15条の2第1項第2号の許可基準への適合・廃掃法15条の2第4項に基づく許可の条件を付すか |
|--|

どうかを判断する必要がある。このために必要な手続(事業計画の縦覧、説明会開催等実施の上で住民・市町村からの意見聴取等)を具体的に規定したものを紛争要綱と位置づける。

3. 1. 2 廃掃法等法令によらない行政指導事項の見直し

現行の要綱等における廃掃法等法令によらない行政指導事項を見直し、以下のとおり運用状況等を鑑みて廃止、又は必要に応じて改正を行うことで、廃掃法の処理基準等違反の未然防止のために取り組む行政指導事項を明確にする。

【指導要綱】

1) 廃止規定

以下の指導要綱による規定は、廃掃法等に基づかない指導要綱のみによるものであり、現状を鑑み、廃止とする。

○指導要綱第7条(廃棄物管理計画)

○指導要綱第9条に基づく「処理施設の維持管理に関する基準」第5の1の(5)再生利用に係る報告
⇒報告が必要な再生利用物については、許可の条件として、利用報告を求めることとする。

○指導要綱第9条に基づく「処理施設の維持管理に関する基準」第5の2の(2)の2 エ 移動式破碎施設の使用届出書

⇒これまでの取組により、移動式破碎施設による不適正処分事例は見られない状況のため

○指導要綱第13条(事故時等の措置)

○指導要綱第17条の2～17条の3(県内産業廃棄物の県外搬出)

○指導要綱第26条(施設の廃止)

○指導要綱第27条(施設処理実績の報告)

⇒必要に応じて徴取することとする

○指導要綱第28条(表彰制度)

○指導要綱第29条(勧告)

2) 行政指導の位置づけであることを明確にしたうえで存続

○指導要綱第11条(マニフェストの使用に関する基準等)

⇒廃掃法に基づかない本県独自の運用であるK票については、これまでの県の取組により、十分事業者に浸透していることから、県が推奨する任意の取組として維持するものとする。なお、現在全国的に進められている電子マニフェストの普及が進んだ段階で、改めてK票の取扱いについて検討する。

○指導要綱第14～17条(県外産業廃棄物の搬入に係る協議)

⇒県外からの過剰な廃棄物の受入れは、県内業者による不適正処理、保管につながるおそれがある。過去には、多量の県外汚泥等を不適正処理したため、大規模な地下水の硝酸性窒素汚染を引き起こした事例等がある。本協議はこのような違法行為の横行を未然に防止することを目的としている。

このため、廃掃法の基準に従った処理、保管を確保するための行政指導として、本協議の規定を継続する。

⇒県外産業廃棄物の処分先が、優良認定業者(法施行令第6条の11第2号の基準に適合すると認められた処分業者)の場合は、第14条の協議に代えて、事前の届出で可能とする改正を行う。

また、第15条にて協議の有効期間は1年と定めているが、届出の場合は、指導要綱の規定の範囲内の搬入であれば、特に有効期間を設けないものとする。なお、届出による県外産業廃棄物の搬入状況の把握は、第17条の県外産業廃棄物処理の実績報告(その年度の処分実績を翌年度当初に報告)で行うものとする。この際、届出の場合については、処理実績に加えて、報告年度の処理予定量を記載するとともに、届出の写しを添付するものとする。

○指導要綱第25条(施設の設置等の届出)※自社処理用の施設が対象

⇒自社処理施設の届出制度は廃止。ただし、焼却施設については法対象(200kg/hr)未滿ぎりぎりの能力で設置される事例が見られる。無許可設置の場合は罰則適用もあることから、事業者の不利益処分を未然に防止することを目的として、実際に法対象未滿で設計されているかを事前に

確認する位置づけとする(事前確認依頼書(仮称)にダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出写しを添付した書類の提出を求める)。

なお、対象施設は別途「処理施設の構造に関する基準(通知)」に定める(現時点では焼却施設のみ対象)。

【紛争要綱】

1) 廃止規定

以下の規定は、廃掃法に基づくものではなく、現状を鑑み、廃止とする。

- 紛争要綱第24条(報告の徴取)
- 紛争要綱第25条(勧告又は公表)

2) 行政指導の位置づけであることを明確にしたうえで存続

紛争要綱第20条(あっせん)は、廃掃法で解決できない紛争のあっせんに関するものであることから一定の役割が見込まれるため存続させる。

3.2 施設設置等に係る事前協議等手続きの見直しの方針

要綱等では、産業廃棄物の処分施設による環境保全上の影響を低減させる目的で、施設の設置等に当って、事前協議等の手続きを規定している。今回の改正では、循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の処理施設が大きな役割を果たしている状況を鑑み、環境保全上支障のない範囲で、要綱等による事前協議等手続きは、新規施設の設置以外について、以下により簡略化可能とする見直しを行う。

更に優良認定処理業者(県外業者も含む)については、一部新規施設設置時においても以下により簡略化可能とする。

なお、事前協議省略の場合、これまで事前協議において行っていた市町村への意見照会は、廃掃法等による許可申請の審査時等に行うこととする(周辺環境への影響が軽微な施設入替・変更の場合を除く)。

また、事前協議における事業計画書の添付資料に、処理業許可申請時の添付資料を使用すること、並びに事前協議終了後の工事着工届出の提出を省略することで、事業者の書類作成の負担を軽減するとともに事務処理の効率化を図る。

各事務手続きの詳細は下記のとおり。

【指導要綱】

1) 廃掃法設置許可対象未満の施設

(自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の許可対象施設を含む)

ア) 新規の施設設置(新規処分施設の設置及び既存処分施設の追加設置)の場合

事前協議は、これまで同様、下記の手続きにより実施(以下同様)。

- 事前協議として、事業概要書提出後、事業計画書を提出させ、法令規則への適合に関して、県の要綱等における基準(処理施設の維持管理に関する基準、処理施設の立地に関する基準、処理施設の構造に関する基準)上の審査を行う。
- 市町村の意見を聴取し、その意見への事業者見解を提出させることで、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないか、及び廃掃法の処分基準における生活環境の保全上の支障の防止が可能かを検討する(移動式施設を除く)。
- 上記の検討の結果、処理業(変更)許可が必要な場合、許可への生活環境上の条件(廃掃法第14条11項(処分業許可への生活環境上の条件))を付すかを判断する。
また、変更届出が必要な場合は、届出が受理できるかを判断する。
- 上記の事前協議が終了した後、正式に廃掃法処分業(変更)許可申請書、もしくは変更届出を提出。

- イ) 新規の施設設置を伴わない(既存施設の入替、変更)計画についての事前協議の簡略化
(※施設追加の場合は通常の前協議を実施)

事前協議は省略

但し、次の入替・変更の場合については、生活環境への影響が懸念される施設変更のため、廃掃法の処分基準に従った適切な処理を行うことが可能かについて、事前協議を行う。

- ・施設能力が10%以上増大する入替・変更
- ・生活環境への負荷を増大させることが予想される等、事前協議が望ましいと知事が認める入替・変更

- ウ) 施設の譲受け・借受及び施設を処理業用に転用の場合
事前協議を実施。

2) 廃掃法設置許可対象の施設

- ア) 施設設置許可(イ)の施設入替を除く)が必要な場合

事前協議を実施。また、紛争要綱に基づく手続きを行う(下記「紛争要綱」の項目を参照)。

- イ) 施設設置(施設入替に限る)・変更許可が必要な場合

施設の入替(施設能力が10%以上増大する施設の入替等を除く)に伴う設置許可及び変更許可に関しては、事前協議を省略し、施設設置(変更)許可申請時に県の要綱等による基準に基づく審査を行う。詳細は下記の「紛争要綱」の項目を参照

- ウ) 設置許可施設の譲受・借受の許可が必要な場合

事前協議は省略し、廃掃法による施設の譲受・借受の許可申請の段階で、法令規則への適合に関して、県の要綱等による基準(処理施設の維持管理に関する基準)上の審査を行う。

また、市町村の意見を聴取し(申請書写しを提供)、その意見に対する事業者の見解を提出させることで、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討する。

- エ) 設置許可対象施設を処理業用に転用する場合

事前協議を実施。また、紛争要綱に基づく手続きを行う(下記「紛争要綱」の項目を参照)。

- オ) 施設設置許可が必要な移動式破碎施設

事前協議実施(市町村長への意見照会は現行と同様行わない)

ただし、「施行令第7条第8の2号における木くず、がれきの破碎施設」については、事前協議は省略し、廃掃法による施設の設置許可申請の段階で、法令規則への適合に関して、県の要綱等による基準(処理施設の維持管理に関する基準、処理施設の立地に関する基準、処理施設の構造に関する基準)上の審査を行う(市町村長への意見照会は現行と同様行わない)。

3) 優良認定業者における事前協議

1)～2)の手続きの中で、優良認定業者(法施行令第6条の11第2号の基準に適合すると認められた処分業者。なお、事前協議の対象が、法における積替え保管施設の場合は、法施行令第6条の9第2号の基準に適合すると認められた収集運搬業者)の場合は、以下の簡略化した手続を可能とする。

- ア) 廃掃法設置許可対象未満の施設

- i) 新規の施設設置のうち、新規処分施設の設置(新規の事業地への設置を除く)

事前協議における事業概要書の提出及び提出後の立入確認を省略。これ以降の手続は同じ(以後、この手続きを「優良用事前協議」とする)

- ii) 新規の施設設置のうち、既存処分施設の追加設置(新規の事業地への設置を除く)

事前協議は省略

但し、次の場合は、生活環境への影響が懸念される施設追加のため、廃掃法の処分基準に従

った適切な処理を行うことが可能かについて、優良用事前協議を行う。

- ・施設能力が 10%以上増大する追加設置
- ・生活環境への負荷を増大させることが予想される等、知事が必要と認める追加設置

iii) 新規の施設設置を伴わない(既存施設の入替、変更)計画において生活環境への影響が懸念される変更の場合

次の場合は、廃掃法の処分基準に従った適切な処理を行うことが可能かについて、優良用事前協議を行う。

- ・施設能力が 10%以上増大する入替・変更
- ・生活環境への負荷を増大させることが予想される等、知事が必要と認める入替・変更

iv) 施設の譲受け・借受の場合

譲受・借受については優良用事前協議を実施。

v) 施設の処理業への転用の場合

事前協議を省略。以下の審査等を行う。ただし、処理業を行っていない新規の事業地における転用の場合は、通常の前協議を実施。

(廃掃法処分業(変更)許可が必要な場合)

○廃掃法処分業(変更)申請の段階で、法令規則への適合に関して、県の要綱等による基準(処理施設の維持管理に関する基準、処理施設の立地に関する基準、処理施設の構造に関する基準)上の審査を行う。

※審査に必要な環境影響評価結果、要綱等の基準への対応等を添付資料として提出

○市町村の意見を聴取し(申請書写しを提供)、その意見に対する事業者の見解を提出させることで、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上、許可への生活環境上の条件(廃掃法第14条11項(処分業許可への生活環境上の条件))を付すかを判断する。

(変更届出が必要な場合(廃掃法処分業(変更)許可不要))

届出時に、廃掃法の処理基準上等の問題がないか確認の上で、届出を受理する。届出受理後は市町村に施設転用の情報提供を行う。

※審査に必要な環境影響評価結果、要綱等の基準への対応等を添付資料として提出

イ) 廃掃法設置許可対象の施設

i) 施設設置許可(2)のイ)の施設入替を除くが必要な場合(新規の事業地への設置を除く)

優良用事前協議を実施。また、紛争要綱に基づく手続きの有無については、周辺住民との紛争の状況等を踏まえて判断する。詳細は下記「紛争要綱」の項目を参照。

ii) 設置許可対象施設を処理業用に転用の場合

ア)のv)と同じ。ただし、処理業を行っていない新規の事業地における転用の場合は、事前協議及び紛争要綱による手続を実施。下記「紛争要綱」の項目を参照。

iii) 施設設置許可が必要な移動式破碎施設

事前協議は省略し、廃掃法による施設の設置許可申請の段階で、法令規則への適合に関して、県の要綱等による基準(処理施設の維持管理に関する基準、処理施設の立地に関する基準、処理施設の構造に関する基準)上の審査を行う(市町村長への意見照会は現行と同様行わない)。

【紛争要綱】

廃掃法設置(変更)許可が必要な施設の設置・変更、並びに廃掃法設置許可対象施設を処理業用に転用する場合は、以下の手続きとする。

1) 新規の施設の設置の場合

紛争要綱に基づく手続きを行う

2) 新規の施設設置を伴わない(既存施設の入替、変更)計画に関する紛争要綱手続の省略

○紛争要綱にかかる手続は省略し、許可申請時に以下の審査等を行う。

ただし、入替で、次に該当するものは新規の施設設置と同じ取扱いとする。

- ・施設能力が10%以上増大する入替
- ・生活環境への負荷を増大させることが予想される等、知事が必要と認める入替

○廃掃法による施設の設置(変更)許可申請の段階で、法令規則への適合に関して、県の要綱等による基準(処理施設の維持管理に関する基準、処理施設の立地に関する基準、処理施設の構造に関する基準)上の審査を行う。

○市町村の意見を聴取し(申請書写しを提供)、その意見に対する事業者の見解を提出させることで、施設設置に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないか(廃掃法15条の2第1項第2号(施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設への適正な配慮))を検討するとともに、許可に生活環境保全上の条件(廃掃法第15条の2第4項(設置許可に付す生活環境の保全上の必要な条件))を付すかを判断する。

3) 廃掃法設置許可対象施設を処理業用に転用する場合

紛争要綱に基づく手続きを行う(自社処理は紛争要綱による手続を経由していないため)。

4) 優良認定業者における手続きの簡略化

1)～3)の手続きの中で、優良認定業者の場合は、以下の簡略化した手続きを可能とする。

ア)施設の新規設置(新規の事業地への設置を除く)についての紛争要綱による手続の簡略化

○紛争要綱による手続は省略。

○優良用事前協議の中で、市町村の意見を聴取し、その意見への事業者見解を提出させることで、施設設置に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないか(廃掃法第15条の2第1項第2号(施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設への適正な配慮))を検討するとともに、許可に生活環境保全上の条件(廃掃法第15条の2第4項(設置許可に付す生活環境の保全上の必要な条件))を付すかを判断する。

但し、地元での苦情・反対運動等を理由とした市町村の要望(上記の意見聴取の段階で確認)があれば、県の判断により、紛争要綱に従った手続(地元説明会・意見照会)を求めることができるものとする。

○上記の事前協議が終了した後、正式に廃掃法による施設設置許可申請書を提出。

イ)廃掃法設置許可対象施設を処理業用に転用する場合

指導要綱の3のア)のv)と同じ。ただし、処理業を行っていない新規の事業地における転用の場合は、紛争要綱による手続を実施。

4 今後の予定

H31(2019)年1月:要綱等見直し方針策定

H31(2019)年3月1日:処分業者等説明会開催

H31(2019)年3月:要綱告示。要綱等の関係者への通知

H31(2019)年4月:改正要綱等施行

(※周知期間が十分確保できない場合は、H31年度途中からの施行とする)